

村上市補助金等交付基準

この基準は、村上市補助金等に関する基本指針に基づき、補助金等の効果的、効率的な運用を図るとともに、補助事業者（補助を受けて事業等を行う者）に対しても、補助金等の交付基準を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、より適正な補助金等の交付及び執行を図るため、策定するものである。

【補助金等交付基準】

1 事業の効果

補助金等の交付の対象となる事業は、快適で安全なまちづくり、福祉・健康の増進、環境対策、産業の発展、教育・文化・スポーツの振興、市民参画・協働を促進する取り組み等に寄与するなどの公益性を有し、その効果が十分に発揮されるものでなければならない。

- (1) 補助金等の交付が客観的にみて公益上必要であること。
- (2) 補助金等の交付に対して費用対効果が認められること。
- (3) 事業活動の目的、視点及び内容等が社会経済状況に合致していること。
- (4) 行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業及び活動であること。
- (5) 受益者が特定の者に偏っていないこと。

2 団体等の適格性

- (1) 個別の補助金等について交付要綱等の定めがあり、支出の根拠が明確で法令等に抵触していないこと。
- (2) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。特に、団体等の当該事業決算における繰越金が、補助金等の額を超えていないこと。
- (3) 補助事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
- (4) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。
- (5) 原則として、市職員が団体等の事務局を兼務していないこと。ただし、市が市以外の団体等と事業実施のために設立する実行委員会形式のものを除く。

3 終期の設定

補助金等の交付にあたっては、補助事業の目的達成に向けた努力の促進と補助事業の効果や必要性の見直しのための区切りとするため、補助期間を定め、補助金の実効性を確保する。

- (1) 国や県の制度による補助は、その補助期間の終了と合わせて、市の補助を終了する。
- (2) 市単独における補助金等の同一団体等への交付は、3年を限度とする。ただし、公

益上、更新が必要な場合には必ず見直しを行うものとする。

4 補助対象経費の制限

補助対象団体等の事業費のうち、次の経費は対象外とする。

- (1) 団体運営に係る会議費や事務費等の経費
- (2) 宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費
- (3) 交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等団体運営に係る経費
- (4) 補助を受ける団体が、他の団体等へ行う迂回助成部分で、補助金等の使途が明確に確認できないもの。また、補助団体等は市から重複して補助金等を受けることはできない。

5 補助額の適正化

- (1) 国庫補助や県補助を伴う事業に係る市の補助は、国・県の補助制度上規定されているもの以外は原則上乘せしない。
- (2) 団体等の決算において繰越金の額が補助額を超えている場合には、補助額を調整する。
- (3) 補助金の交付については、必要に応じ市税等の納付状況や所得要件等による制限を設定する。
- (4) 利子補給に係る補助金については、金利情勢に応じた補助率とする。
- (5) 補助率の上限は3分の1以内とする。また、100万円を超える補助金等については、交付額の上限定を定め、交付要綱等に明記することとする。

6 総額の抑制

- (1) 新規の補助制度を設ける場合は、スクラップ・アンド・ビルドの原則を踏まえること。
- (2) 補助対象の事業費、又は団体の予算に占める補助金の割合が10%以下の補助金は原則廃止する。
- (3) 5万円未満の少額補助は原則廃止する。

7 合併に伴う類似団体の補助金

市町村合併に伴う旧市町村の類似団体が統合した場合は、旧市町村での補助金の合計額に関わらず、新たな補助金交付額を設定する。統合できなかった団体については、補助金等交付申請書に所定の記載のほか、統合できなかった理由、統合予定年度を記載し申請を行う。

8 透明性の確保

補助事業実施後においては、補助金支出の透明性を確保するため、次のとおり取り扱う。

- (1) 補助金所管課は、必要に応じ補助事業者から当該補助事業に係る領収書の写しの提出を求めることとする。
- (2) 補助事業者は、必要に応じ補助事業実績に係る市からのヒアリング要請を受けなければならない。
- (3) 補助金等の使途について広く市民に周知するため市広報紙、ホームページ等により、補助事業の内容や金額等について公表する。

9 基準の適用除外

- (1) 法律等により別に定めがあるもの
- (2) 債務負担行為が設定済みのもの
- (3) その他市長が特に認める極めて政策的なもの

10 施行期日等

この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 2 年度予算から適用する。

11 経過措置

この基準施行時、既に交付されている運営費補助で、この基準の対象外となる補助金、又は従前の交付要綱等により交付している補助率が基準に定める上限以上の高率補助は、3 年以内に段階的に減額し、基準に基づく制度に移行する。